

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(1)教育・保育サービスの推進

1-(1)-① 保育サービス

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 保育サービス	事業名	通常保育事業	・子育て支援課に看護師3名、栄養士2名を配置していることで、市内各園児の健康管理を全体的に見渡せることや食物アレルギーへの注意喚起、マニュアルの作成等を行っています。 ・通常保育の充実のため、会計年度任用職員を適宜募集しています。	ほぼ順調	・通常保育の充実のため、臨時保育教諭・保育補助員等の雇用を進めていますが、十分な人材確保が難しい状況にあります。	・保育教諭の確保が難しいため、雇用要件等を検討します。 ・人材確保に向け、大学等を訪問し、学生への啓発活動等を実施します。
	事業内容	公立こども園5か所、公立幼稚園1か所、私立保育園3か所で実施します。				
	事業名	延長保育事業	・市内教育・保育施設8か所(公立こども園5か所、私立保育園3か所)で以下①から③のとおり延長保育事業を実施しています。 【保育短時間(午前8時から午後4時まで)】 ①午前7時から8時までの最大1時間延長 ②午後4時から7時までの最大3時間延長 【保育標準時間(午前7時から午後6時まで)】 ③午後6時から7時までの最大1時間延長	ほぼ順調	・延長保育事業を実施する施設における最大の保育時間は、保育標準時間(午前7時から午後6時まで)+1時間延長(午後6時から午後7時まで)の合計12時間です。長時間にわたる保育となるため、保育教諭の勤務時間を設定する際には、柔軟な対応が必要となります。また、朝または夕方に勤務できる保育教諭を採用する等、勤務体制の強化が必要となります。	・保護者の働き方や利用状況を踏まえて受け入れ体制を確保するとともに、時間対応の保育教諭(いわゆる、朝パートまたは夕パートの会計年度任用職員)の任用に努めます。 ・私立保育園へ対しては、子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3、市1/3)を活用し、延長保育事業にかかる費用に対する補助金の交付を行います。
	事業内容	保護者の就労形態の多様化に合わせ、通常の保育時間を超えて保育を実施します。				

1-(1)-② 幼保一元化の推進と保育の質の向上

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 幼保一元化の推進と保育の質の向上	事業名	認定こども園の設置	・公立幼保連携型認定こども園4園と公立保育所型認定こども園1園の合計5園を開設し、順調にこども園化を進めています。	ほぼ順調	・山武地域と蓮沼地域について、公私連携幼保連携型認定こども園化に向け、具体的に検討する必要があります。 ・公立保育所型認定こども園について、幼保連携型認定こども園に移行する必要があります。	・こども園化に向け、具体的な方向性について、あり方検討委員会を立ち上げ、協議を進めます。 ・幼保連携型認定こども園移行に向け、協議を進めます。
	事業内容	こども園・幼稚園の区別なく、教育・保育カリキュラムにより幼児教育・保育を推進します。				
	事業名	幼保連携	・質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保小連携の取り組み推進のため、学校区を中心に情報交換や授業参観等を行っています。 ・小学校への円滑な移行に向けてアブローチカリキュラムを作成し、活用を図りました。	ほぼ順調	・教育・保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努め、定期的・継続的に関係者で共通理解を図り、一貫した指導を行っていく必要があります。	・幼児期の教育・保育の質を高めるため、幼保小の連携の取り組みとして、園児と小学生の交流や職員間の情報交換会や合同研修等を行います。 ・市内統一共通カリキュラムの実施を進めます。
	事業内容	質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保連携の取組を研修等により推進します。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(1)教育・保育サービスの推進

② 幼保一元 化の推進と 保育の質 の向上	事業名	保育の質の向上のための取り組み	・各こども園・幼稚園の職員を対象に管理職研修、主任研修、年齢別研修等を行っています。また、各園では外部講師を活用して研修を行い、保育教諭としての資質向上を図っています。 ・各こども園・幼稚園で自己評価及び保護者を対象とした関係者評価アンケートを行い、評価結果をもとに検討を行い、改善に努めています。	ほぼ順調	・保育に対するニーズが多様化していることから、保育研修のみならず職員の意識改革研修等を進め、質の高い保育・教育を行っていく必要があります。	・各園ごとに職員の資質向上に向けて全職員での研修に取り組みます。また、研修の成果を発揮させるため、業績・人事評価の仕組みを利用した点検・評価も行います。
	事業内容	園内研修の充実、各種外部研修へ積極的に参加することにより、保育教諭としての資質向上を図ります。 各こども園・幼稚園で自己評価及び保護者を対象とした評価アンケートを実施し、評価結果についての検討を行い改善に活かします。				

1-(1)-③ 一時預かり事業

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 一時預かり 事業	事業名	一時保育事業	・公立こども園5か所・私立保育園1か所・小規模保育施設1か所等実施しています。 ・一時保育事業、こども園短児部の預かり保育事業を合わせて一時預かり事業として実施しています。	ほぼ順調	・要望に応じた十分な対応を行っていく必要があります。	・スムーズな受け入れが出来るよう、園との連携を図り、進めます。
	事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもを対象に、こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。				

1-(1)-④ 新・放課後子ども総合プランの推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
④ 新・放課後 子ども総合 プランの推 進	事業名	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	・市内小学校児童を対象に、平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜日、春・夏・冬休みは午前7時30分から午後7時まで、市内11か所等実施しています。 ・成東学童クラブでは午後8時まで延長保育を実施しています。 ・平成29年度から一時利用を実施しています。 ・令和5年度から全学童で指定管理者制度を導入しました。	ほぼ順調	・小学6年生までの受け入れに対応するために小学校の余裕教室を確保することや、障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えています。	・利用者数は、ほぼ横ばいですが、利用率が増加傾向にあるため。しかしながら、近年は特別な支援を要する児童(障がいのある児童、家庭環境に問題がある児童など)への更なる配慮が求められています。引き続き指定管理者制度により保育事業者へ委託することで専門的な知見による支援体制を確保します。 ・施設・設備の経年劣化により、故障等が見られるため、施設の適切な維持管理を進めます。
	事業内容	市内小学校児童及び市内在住児童を対象に、平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後7時まで受け入れを実施します。(春・夏・冬休みは午前7時30分から午後7時まで)				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(1)教育・保育サービスの推進

④ 新・放課後 子ども総合 プランの推 進	事業名	放課後子ども教室	・緑海小と日向小では、令和6年度の再稼働に向け、講師の確保や開催方法等、放課後子ども教室の代表者等と協議、調整を行いました。 ・日向小については、学校運営協議会と連携を図りながら進めています。	ほぼ順調	・日向小については、本稼働に向けて地域コーディネーター及び講師の確保が課題です。	・緑海小は令和6年度より8月を除く月1回年11回の実施、日向小はデモ開催として年3回の実施を予定しています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、初めての開催となるため、実態に併せて今後の運営方法を検討します。
	事業内容	小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって体験学習等の教室を開設し、子どもの多様な体験活動ができる場を提供します。また、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。				

1-(1)-⑤ 学校の教育環境等の充実

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
⑤ 学校の教育環境等の充実	事業名	「確かな学力」の向上の推進	・一人一台端末の活用により、個別最適な学びの環境が整いつつあります。 ・学力向上支援事業により、講師を派遣し、児童一人一人にきめ細かな指導の充実を図っています。また、講師から授業についての指導や助言を受け、教員の指導力の向上に努めています。	ほぼ順調	・一人一台端末をはじめ、ICT機器を効果的に授業支援に活用するため、指導方法の改善を図ることが必要です。	・英語の学習において、AI英会話システムの活用により、英会話の機会を増やし、「話すこと」の力を高めていきます。 ・ICT教育推進校を指定し、一人一台端末をはじめ、ICT機器の利活用について検証を進め、成果について各校に発信します。 ・学力向上支援事業の対象校3校に講師を派遣し、ティームティーチングや少人数指導、個別対応によるきめ細かな指導、ICT機器の利活用等により学力向上の取り組みを進めます。
	事業内容	ICT機器を効果的に活用するとともに、少人数指導等によるきめ細かな指導の充実を図ります。思考力や判断力・表現力が身に付けられる授業を展開できる教員の育成を図ります。				
	事業名	総合的な学習時間の実施	・米作り体験、苺栽培、落花生栽培、サンプスギについての学習など、地域の特徴や人材を活用した学習が、各学校で実施されました。 ・学習の発表会を実施し、山武市の魅力を発信し、共有しました。	ほぼ順調	・児童生徒が課題をもち、主体的に学習に取り組むことができるよう、学習活動を展開していく必要があります。	・市内全ての小・中学校において、山武市の歴史、自然、文化、産業、まちづくりについて学ぶ「さんむふるさと学習」に取り組みます。
	事業内容	地域の教育資源を活用し、創意工夫をした特色ある総合的な学習を展開します。				
	事業名	健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施)	・体育の授業や外遊びの機会を増やし、健全な身体づくりに努めています。 ・多くの生徒が部活動に参加し、体力の向上等を目指し努力しています。 ・感染症対策を講じながら、運動会や体育祭、マラソン大会などの体育的行事を実施しています。	ほぼ順調	・体育的行事が充実したものになるよう、授業での取り組みや実施方法を検討していく必要があります。	・各学校の実態に応じた実施方法を検討し、健全な身体づくりに取り組みます。
	事業内容	部活動には生徒も顧問も熱心に取り組む、多くの生徒が参加の体制で実施します。主な学校行事として運動会・体育祭やマラソン大会を実施します。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(1)教育・保育サービスの推進

⑤ 学校の教育環境等の充実	事業名	信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)	・山武市立小学校及び中学校管理規則、同幼稚園管理規則に学校評価を位置づけ、全ての学校・幼稚園で自己評価及び学校関係者評価を行っています。	ほぼ順調	・各種活動や広報等を通じて地域、保護者との連携をさらに深めていく必要があります。	・定期的に学校評価を実施し、その結果を学校ホームページや学校たよりを通じて公表するとともに、次年度の取り組みに活かします。 ・今後も市内全ての学校へ、コミュニティ・スクールを導入している学校の取り組みを紹介するとともに、課題や目標の共有を図ります。
	事業内容	年度初めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取り組みに活かします。	・各校で定期的に学校運営協議会、学校評議員会議を開催し、運営に活かせる協議を行い、その結果を学校だより等を通じて公表するとともに、次年度の学校運営資料として活かしています。 ・6校でコミュニティ・スクールを導入しています。			
	事業名	教職員間の意見交換会の実施	・子どもの健やかな成長、健全な育成に向け、5歳児担当保育教諭と小学校低学年担当教諭との情報交換会を7月から8月にかけて「生活習慣」「学習」「食育」等をテーマに行っています。	順調	・こども園・幼稚園から小学校への円滑な接続のため、情報交換会だけでなく、園児の小学校での体験や交流会活動、授業等の相互参観の機会を私立保育園も含め、増やしていく必要があります。 ・円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの活用をさらに進めていく必要があります。	・小学校教育の円滑な接続のため、こども園・幼稚園・小学校連携事業(授業参観、行事交流、情報交換会等)を私立保育園を含め、さらに進めます。 ・アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを活用し、円滑な接続を図ります。
	事業内容	こども園・幼稚園・小学校の教職員間で意見交換会を実施するなど、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図ることで、健全な子どもの育成に努めます。	・幼稚園では、5歳児が入学する小学校に交流訪問を行っています。 ・年度末(3月)に入学を直前に控え、特別に支援を必要とする子どもの情報交換会を行っています。			

1-(1)-⑥ いじめ・不登校などへの対応

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
⑥ いじめ・不登校などへの対応	事業名	いじめ等の被害にあった子どもの保護	・「学校いじめ防止基本方針」を基に、指導を展開しています。毎学期、いじめアンケート調査を実施し、現状の把握に努めています。	ほぼ順調	・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止、早期発見及び組織的な早期対応を推進していく必要があります。 ・いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもと適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携を強化していく必要があります。	・山武市いじめ相談カード「安心ホットとカード」の配付やいじめ相談アプリ「STANDBY」の周知、年度当初、長期休業前に相談窓口の周知を図ります。 ・いじめ防止啓発授業を実施するとともに、全ての教育活動を通して情報モラルの向上を図ります。 ・毎学期、いじめアンケート調査を実施し、現状の把握に努め、組織的な早期対応へとつなげます。
	事業内容	いじめ等の被害を受けた子どもに対し、家庭相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教室相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。	・中学校1年生を対象にいじめ防止啓発授業を実施しSNSを活用したいじめ相談アプリ「STANDBY」の周知を図りました。 ・市ホームページ「さんむしキッズ」いじめ問題メール窓口などの相談機関を積極的に周知し、問題の早期発見・組織的な早期対応を図っています。 ・市内小中学校のいじめの状況について、対策連絡協議会で協議し、予防に努めています。いじめの重大事態が起こった場合は、調査対策委員会において、調査をし、市長に報告する体制を確立しています。			

基本目標1:子どもへの支援

1-(1)教育・保育サービスの推進

⑥ いじめ・不登校などへの対応	事業名	不登校・引きこもり対策	・スクールカウンセラー、心の教室相談員が教職員との情報交換を積極的に行い、担任と協力して家庭訪問等を実施しています。また、学校が関わりを持ちにくい家庭については、スクールソーシャルワーカーとも連携を図りながら、学校と家庭とのつながりを持てる体制づくりを行っています。さらに、ハートフルさんぶの適応指導教室とも連携を図っています。	ほぼ順調	・長期欠席児童生徒数は年々増加しており、予防対策として、心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置など、児童生徒や保護者、教職員がいつでも相談できる校内体制づくりを強化するとともに、関係機関と連携を図りながら対応していく必要があります。	・長期欠席の児童生徒の状況、家庭環境等を把握し、訪問相談担当教員や山武中学校と山武望洋中学校に配置されたスクールソーシャルワーカーや、ハートフルさんぶの適応指導教室、その他外部の支援機関との連携を図り、改善に努めます。
	事業内容	不登校・引きこもりについて学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教室相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を行います。	・家庭教育指導員が、主に学校との信頼関係を損ねた保護者からの不登校相談に応じています。教職員や訪問相談教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行い、ケースによっては家庭訪問を実施しています。			
	事業名	相談体制の拡充	・すべての小中学校(小学校11校、中学校4校)へ、スクールカウンセラー及び心の教室相談員を配置し、児童生徒及び保護者の相談にあたりました。	ほぼ順調	・長期欠席児童生徒や悩みを抱える児童生徒、保護者の支援や相談の体制の整備を進めていく必要があります。 ・各種相談員・相談窓口が連携して対応できるように連絡・協議の場を確保することが必要です。	・スクールカウンセラー、心の教室相談員を配置し、校内の相談体制を維持するとともに、積極的に周知を図ります。 ・児童生徒に寄り添える心の教室相談員の確保と資質向上をめざし研修会を実施します。 ・年度当初、長期休業前に各種相談窓口の設置と活用について周知を図ります。
	事業内容	いじめ問題メール窓口やいじめ相談アプリ「STOP it」を活用し、相談窓口の充実を図るとともに、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。	・毎学期、教育相談活動を実施しています。 ・家庭教育指導員が、電話や面談による子育て相談に応じています。内容によっては学校と情報交換を行うなど連携して実施しています。 ・年度当初や長期休業前には各種相談窓口の周知を図っています。 ・令和4年4月1日からいじめ相談アプリ名が「STANDBY」に変更になりました。			

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(2)子どもの成長・発達にあった健康づくり

1-(2)-① 健康診査

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 健康診査	事業名	医療機関委託健康診査 (妊婦・乳児)	・妊婦一般健康診査の受診率は、68.8%と前年度と比べ2.2%減少しました。 ・産後の身体の回復状況の確認と産後うつ病の予防等のために産婦健康診査の助成を行うにあたり、乳児一般健康診査の助成を乳児1人につき1回としました。受診率は、71.9%と前年度に比べ4.0%減少しました。	ほぼ順調	・妊婦一般健康診査の受診率は、流産等の事情により14回すべて受診できない場合もあることから、年度により比べることは難しいと考えられます。 ・乳児一般健康診査は、生後11か月まで対象と1歳近くまで受診できるため、受診勧奨に努める必要があります。 ・事業としては順調に進められ、大きな課題はありません。	・妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施します。妊婦一般健康診査は、妊娠届出の際、受診勧奨に努めます。 ・乳児一般健康診査は、乳児1人につき1回を基準とし、生後6～11か月に医療機関で実施します。乳児一般健康診査は、出生届、2か月児相談等で受診勧奨に努めます。
	事業内容	妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施します。 乳児一般健康診査は、乳児1人につき2回を基準とし、生後3～8か月と生後9～11か月に委託医療機関で実施します。				
	事業名	妊婦歯科健康診査	・妊婦歯科健康診査委託事業の受診率は36.8%で、前年度と比較すると4.6%減少しました。	ほぼ順調	・希望者に対し妊婦歯科健康診査の受診券を発行していますが、受診率は半数以下のため、引き続き受診勧奨する必要があります。	・妊娠期からのむし歯・歯周病予防について、パパママサロンにて周知し、未受診者への受診勧奨に努めます。
	事業内容	妊娠届提出の際、希望者に妊婦歯科健康診査申込書及び実施記録票を発行し、妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施します。				
	事業名	乳幼児健康診査	・乳幼児健康診査の受診率は90.6%で、前年度と比較すると3.3%減少しました。未受診者については、家庭訪問等により100%把握することができました。 ・健診事後に情報共有を行い、必要な支援に繋がれるよう努めました。 ・乳児腎エコー検査は155名(98.7%)が受診し、要経過観察児は1名(0.6%)でした。 ・3歳児健康診査における目の屈折検査は173名(87.4%)が受診し、精密検査対象者は29名(16.8%)でした。精密検査対象者のうち14名(48.3%)が受診しました。	ほぼ順調	・目の屈折検査の精密検査受診者が少ない状況です。	・早期発見が視力の発達を促すことにつながるため、精密検査未受診者への受診勧奨に努めます。
	事業内容	発育・発達の節目時期(4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)に合わせ、健康診査を実施します。 また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施します。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会としています。 各健康診査未受診者についてはその理由や家庭状況の全数把握に努めます。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(2)子どもの成長・発達にあった健康づくり

1-(2)-② 発達支援

【主な事業・取り組み】

		現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 発達支援	事業名	ことばの相談	ほぼ順調	- ことばのチェックリストから、ことばの相談につながる園児が少ない状況です。 「ことばの教室」に通級している児童が学級に複数いる場合、一人一人の指導時間の確保に苦慮しています。	- 年中児の構音評価を言語聴覚士が実施することにより、対象者の絞り込みを行います。 - ことばのチェックリストの結果から、ことばの相談を案内した園児については、各園と連携して利用勧奨に努めます。 「ことばの教室」担当教員と学級担任が連携を図り、指導時間の確保に努めます。
	事業内容	主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施します。また、小学校では「ことばの教室」を開設し、担当教員が発音指導等を実施します。			
	事業名	のびのび発達相談	ほぼ順調	- 例年、心理発達相談員の確保が難しい状況です。 - 外国籍の園児の相談が増えています。	- 心理の専門職確保について体制づくり等を検討します。 - 外国籍の園児の対応について、必要に応じて英語や母国語が話せる通訳の同行について検討します。
	事業内容	主に幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施します。また、希望のあったこども園・幼稚園等を特別支援学校教員、臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行います。山武市簡易マザーズホーム等の利用支援や、就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めます。			
	事業名	カンガルーひろば			令和3年度に廃止済みです。
	事業内容	発育や発達にみづきのある子どもと保護者を支援する場として幼児健康診後に事業を紹介し、保育士、保健師、臨床心理士等による遊びを中心とした集団指導を実施します。			

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(2)子どもの成長・発育にあった健康づくり

1-(2)-③ 食育の推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 食育の推進	事業名	離乳食教室				
	事業内容	乳児をもつ家族を対象に、離乳食に関する健康教育を実施します。離乳食の進め方について、実習を通して、その時期に必要な量や固さ、手作りの大切さを伝えます。	・基礎コースとステップコースの2部構成で年6回76名に実施しました。 ・基礎コースは離乳食の調理実習を行い、栄養士のデモで対応しました。 ・ステップコースは、歯科医より個々の乳児に合わせた指導を行っています。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・個々の乳児の発達に応じた指導に取り組みます。
	事業名	食育の推進				
	事業内容	こども園・幼稚園・小中学校等において、栄養士等を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施します。また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催します。必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催します。	・食育教室は、こども園、保育園、幼稚園で延47回880名の園児に実施しました。 ・食育教室は主に、食事バランスやマナー、食具の使い方を行いました。 ・食育研修会は、年2回22名に実施しました。1回目は指導者研修会として、歯科医師を講師に乳幼児の摂食について、保育教諭を対象に行いました。2回目は、栄養士が食具の使い方について、就学前児の保護者に研修会を行いました。	ほぼ順調	・食育教室は、幼児期は年齢により理解力に幅があるため、各年齢層を考慮した食育指導が必要です。	・幼児期から正しい食生活を身に付けるため、各年齢層に合わせた指導方法で取り組みます。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(2)子どもの成長・発育にあった健康づくり

1-(2)-④ 思春期保健対策の推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
④ 思春期保健対策の推進	事業名	性教育 (思春期教室)				
	事業内容	性教育年間計画により、授業のなかで性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施します。関係機関が連携し、事業内容の充実に努めます。	・学校と外部講師(助産師)とが連携し、「生命の奇跡」「自分を大切にし、相手を大切に」「すてきな大人になるために」というテーマで、希望のあった小学校6校178名、中学校2校138名、併せて8校316名に講演会を実施しました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤ちゃんふれあい体験は中止しました。	ほぼ順調	・思春期教育の充実に図るためには、関係機関が連携し、年齢に応じて統一した事業の実施に努める必要があります。	・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、赤ちゃんふれあい体験が再開できるように関係機関と調整を図ります。 ・講師と養護教諭等が直接打合せを実施することで、各小中学校の実状にあった教育内容となるように努めます。
	事業名	飲酒・喫煙・薬物乱用防止				
	事業内容	学校保健全体計画等により、学校ごとに薬物乱用防止についての指導を行います。	・保健体育科の学習の一環として、小学校高学年や中学生を対象に、飲酒・喫煙・薬物に関する正しい知識が身に付くよう、警察職員や民間団体等に講師を依頼し、薬物乱用防止教室を実施しています。 ・各学校に薬物乱用防止標語コンクールの応募を依頼し、児童生徒の意識を高める啓発活動に努めています。	ほぼ順調	・令和5年度は、指導時間確保の理由から、薬物乱用防止教室を実施していない学校がありました。各学校で実施時期を検討する必要があります。	・薬物乱用防止教室の実施や教職員研修への参加を促し、児童生徒の飲酒・喫煙・薬物乱用の防止に関する指導の充実に努めます。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(3)子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

1-(3)-① 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策	事業名	児童虐待防止対策	・要保護児童等に関する情報の共通理解を深めて対処していくため、定期的な情報交換会議や個別のケース検討会議を実施しながら、要保護児童対策地域協議会の関係機関のネットワーク連携を強化し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図っています。 ・また、令和5年度より子どもの車内放置による事故防止のためポスターを作成し、市内施設への掲示による注意喚起を実施しています。	ほぼ順調	・体罰が法律により禁止され、リーフレットの配布等により周知を図ってきましたが、体罰を無くす意識は未だ保護者をはじめ地域社会に十分に浸透していない状況のため、引き続き広報活動が必要です。 ・また、経済的な困窮や精神疾患等障がいがあると思われる親等からのネグレクト(養育放棄)など、家庭全体の複合的な問題が多くなっており、生活支援や障がいがある方への支援もより一層必要です。	・「親等からの子どもへの体罰禁止のリーフレット」の配布やさくら連絡網を活用した情報発信により、保護者に理解を求めるとともに、市のホームページ・広報紙等を活用するなどの更なる啓発に努めます。 ・民生委員・児童委員による見守りなど地域社会の一層の協力をお願いします。 ・生活困窮や障がいへの支援については、社会福祉関係機関や医療機関との連携を強化し対応します。
	事業内容	児童虐待防止のため家庭相談員等が個別の相談等に対応します。児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応します。	・保健師が、特定妊婦7名、虐待(疑い含む)乳幼児91名、ハイリスク妊婦17名の計115名(実人数)に家庭訪問等の支援を計1,114名(延べ人数)に行いました。 ・転入乳幼児95名の保護者面接は96.8%実施できました。			
	事業名	乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応	・健診や相談事業後に情報共有を実施し、虐待リスクのある家庭は、家庭児童相談係へつなげています。健診の未受診者に対しては、全数把握することができています。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き健診未受診者や転入者(乳幼児)に対し家庭訪問等を実施し、全数把握(目視)に努めます。
	事業内容	児童虐待の予防、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、家庭児童相談室へつなげています。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家庭への支援を行い、発生予防に努めます。				
	事業名	子ども人権(CAP)事業	・子どもたちが、いじめ、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分の心と体を守るための人権講座を実施しています。309名(子ども223名、保護者86名)の方が参加しました。 (令和4年度 257名(子ども192名、保護者65名)参加)	ほぼ順調	大きな課題ありません。引き続き、人権教育に関する事業を実施していく必要があります。	・多くの保護者に関心をもってもらえるように、周知する方法を工夫し、より充実した講座になるよう取り組みます。
	事業内容	子どもたちがいじめ、様々な暴力等から自分を守るための人権講習プログラムを実施することで、子どもたちの「生きる力」を引き出し、子どもの「安心・自信・自由」の権利と自らの身を守るための方法を練習させます。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(3)子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

1-(3)-② 児童発達支援・障がい児の自立支援

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 児童発達 支援・障がい児の自 立支援	事業名	障がいのある子どもの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進	・発達相談・ことばの相談から8名が療育機関へとつながりました。	ほぼ順調	・専門職の人材及び療育の場が不足していることが課題であり、いつでも相談や訓練等ができる場(児童発達支援センター等)を設置する必要があります。	・常勤の言語聴覚士や心理の専門職を配置するなどの体制づくりを検討します。
	事業内容	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施します。山武市簡易マザーズホームでは児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、療育活動を行います。母子保健事業では、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場を提供します。				
	事業名	障がいのある子どもの保育の推進	・園での集団生活が可能な園児、児童について、職員(看護師、支援員、保育補助員等)の配置を行いながら対応しています。 ・共通理解、共通実践、継続的な指導・支援に向け、支援を必要とする園児に個別に「支援計画シート」を作成しています。	ほぼ順調	・特別に支援を要する子どもが増加傾向にあり、支援のあり方について、保護者や職員、看護師や関係機関等の共通理解と実践が必要です。 ・支援にあたる人材の需要も高まっており、雇用の確保が必要です。	・支援を必要とする子どもに対して、保護者、職員、関係機関等の連携を図り、共通理解と実践を継続的に進めるよう「支援計画シート」等の活用を進めます。また、状況に応じて情報交換会を行います。
	事業内容	こども園・幼稚園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れ体制を整え、適切な対応を行います。				
	事業名	特別支援教育の推進	・特別支援学級の担当者及び支援員研修会を通じて個々に応じた支援についての理解を深めています。また、各校が個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援に役立てています。 ・教育支援委員会を年2回実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の把握・対応について検討しています。 ・小中学校、合わせて33名の支援員を配置し、教育活動を支援しています。	ほぼ順調	・関係機関と連携し、一貫した支援を行う必要性があります。 ・年々特別な支援を必要とする児童生徒は増加しています。関係機関との連携と支援員の適正な配置について検討が必要です。	・各校のニーズを把握し、支援員の確保に努めます。 ・多様な児童生徒に対応するため、特別支援学級の担当者、支援員等のスキルアップのための研修を開催します。
	事業内容	障がいのある子どものそれぞれの状況を把握し、その子どもにあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の各分野の関係機関と連携し、支援員の配置により、学校での生活を支援します。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標1:子どもへの支援

1-(3)子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

1-(3)-③ 外国につながる子どもへの支援・配慮

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 外国につ ながる子 どもへの支 援・配慮	事業名	多文化共生社会の推進				
	事業内容	在住外国人と地域の人々が、共に理解し認め合い暮らしていけるよう、さんむグローバルセンター事業の語学教室等を支援します。また、子供のコミュニケーション能力を高め、異文化を許容する心を育むため、小学校児童への英語教室を開催します。	・外国人向けに発行している山武市生活ガイドブックについて、英語版およびシンハラ語版の改訂版発行し、配布しました。 また、外国人が集まる施設(モスク)にて、山武市生活ガイドブックの配架や二次元コードを活用し、生活上のルールを確認することができるチラシを配布しました。 ・市内小学校全11校へ外国人講師を派遣し、異文化理解講座を実施しました。 ・さんむグローバルセンター事業は、令和3年度をもって廃止となりました。	ほぼ順調	・在住外国人と地域の人々が、共に理解し認め合い暮らしていける多文化共生社会の推進のために、在住外国人が山武市での生活について理解するための取り組みが求められます。 ・異文化理解講座の内容を見直し、効果的な内容にする必要があります。	・発行しているガイドブック等の見直しや外国人が集まる施設での生活ルール等の周知活動が続けていくと共に、国際交流や外国人を対象に活動を行っている市民活動団体と連携し、共生へとつなげます。 ・配置された外国人講師を活用し、指導要領に沿った異文化理解の授業づくりを推進します。
	事業名	帰国・外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会 (県教育委員会主催)				
	事業内容	外国人児童生徒の日本語指導等に関わる教員や語学ボランティア等を対象として、指導力の向上を図るとともに、外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図ります。 また、外国人児童生徒の指導に携わる担当者が相互に情報を交換することにより、日本語指導教室の充実を図ります。	・外国人児童生徒は、年々増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。 ・外国人児童生徒への日本語指導・支援のために、山武中学校区に支援員7名を配置し、またNPO法人と支援体制構築について協議しました。	一部遅延あり	・児童の日本語の理解度に応じた指導が必要です。 ・外国籍生徒の進学(高校入試)向けの説明会の充実を図っていく必要があります。 ・小学校入学前の幼児や保護者を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援が望まれ、そのための体制づくりが必要です。 ・日本語指導が必要な児童生徒を把握し、その人数に見合う日本語指導教員の確保が必要です。	・関係機関と連携し、就学前の子どもについてもできる限り、日本語指導が必要かどうか把握します。 ・中学校卒業後の進路について考えてもらえるよう、説明会を開催します。 ・日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校へは、日本語指導に関する計画等を作成するなど共通理解が図られるよう働きかけます。 ・支援にあたる人材の需要は、ますます高まっていることから、引き続き雇用の確保を進めます。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(1)家庭と地域の教育力の向上

2-(1)-① 親業講座・家庭教育学級

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 親業講座・ 家庭教育 学級	事業名	親業講座	・親業訓練入門講座と親業講座を毎年交互に実施しています。親業訓練入門講座は1回(2日間)開催、参加者は延べ23名でした。 (令和3年度 親業訓練入門講座 1回(2日間)開催 延べ26名)	ほぼ順調	・前回(令和3年度)と比較し、参加者はほぼ同数となっています。より多くの方に参加してもらえるよう引き続き周知が必要です。	・令和6年度は、山武地区、成東地区、松尾・連沼地区の幹事校(3か所)で、親業講座を開催します。 ・多くの方に関心を持ってもらえるよう、園や学校を通じて、全家庭に案内のチラシを配布する予定です。
	事業内容	親として子どもの心を理解し、より良い親子関係を築くため、親としての役割や子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ機会として親業講座を開催します。				
	事業名	家庭教育学級	・5月に家庭教育学級合同開級式と講演会を開催しました。各小中学校教頭、園長、PTA役員等の106名の方が参加しました。 ・市内こども園・幼稚園・小中学校でそれぞれ、家庭教育学級を開催しています。49回開催し、延べ1,011名の方が参加しました。	ほぼ順調	・引き続き家庭教育学級等を開催し、家庭の教育力を高めていく必要があります。	・多くの保護者に関心を持ってもらえるよう、事業内容を積極的に周知します。(園・学校を通じて保護者に配布・市内公共施設に配布・広報さんむに掲載) ・合同開級式を開催し、園・学校での家庭教育学級が積極的に実施できるよう、支援します。
	事業内容	安らぎのある楽しい家庭をつくるため、夫婦がお互いを尊重し合い、子どもと前向きに向き合い子育てすることによって、家庭の教育力を高めることを目的に家庭教育学級を開催します。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(2)子育てに関する相談・情報提供体制の充実

2-(2)-① 情報提供体制の充実

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 情報提供 体制の充 実	事業名	子育て情報の提供	正しい知識が得られるように、母子保健健康教育動画(保健推進員活動「野菜おいしいね」)を配信しました。 ・専門職等による相談の際に、個々にあわせた子育て情報の提供を行っています。 ・妊娠届出時面接・各種教室等で、子育てアプリ「さんむの子(母子モ)」の啓発に努めました。	ほぼ順調	・インターネットやSNSの普及により、子育て情報は容易に得やすい環境となっていますが、個々にあった正しい情報の提供と不安軽減を図る必要があります。 ・子育てハンドブックの内容を制度改正等により更新する必要があります。	・専門職等による相談の際に個々にあわせた子育て情報の提供に努めます。 ・子育てアプリ「さんむの子(母子モ)」の周知に努めます。 ・子育てハンドブックは、令和6年度末(令和7年3月)に改訂版を発行する予定です。制度改正等、最新の情報について、適宜ホームページの更新を行います。
	事業内容	子育てハンドブック、広報紙、ホームページ、子育てアプリ等による情報提供を行います。 専門職等による相談の際、子育てに関する情報提供を行います。				

2-(2)-② 相談体制の充実

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 相談体制 の充実	事業名	相談体制の拡充	・すべての小中学校(小学校11校、中学校4校)へ、スクールカウンセラー及び心の教室相談員を配置し、児童生徒及び保護者の相談にあたりました。 ・家庭教育指導員を配置し、子育て相談(家庭訪問含む)にあたっています。 ・家庭児童相談係では関係機関との連携を図り、個別支援会議等で支援の方法を協議しています。 ・学校だよりやホームページ、関係機関の会議等で相談先、相談窓口について周知を図っています。 ・妊産婦及び就学前の乳幼児家庭は子育て世代包括支援センターはびねすの母子保健コーディネーターが相談支援対応しています。相談891件、電話869件、訪問29件総計1,789件でした。	ほぼ順調	・学校生活、家庭生活での悩みなどが複雑化するなか、相談窓口の周知を図るとともに、各種相談員・相談窓口が連携して対応できるように連絡・協議の場を確保することが必要です。 ・はびねすの活動は順調で大きな課題はありませんが、専門職の確保は常的な課題となっています。	・現状のとおり、スクールカウンセラー、心の教室相談員を各校に配置し、校内の相談体制を維持します。 ・相談先、相談窓口等について再度周知を図ります。 ・はびねす関係者会議を開催し、保護者の子育てニーズを共有し、社会資源を構築できるよう関係機関と連携を図ります。 ・専門職の確保に努めます。
	事業内容	訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。また、子ども教育課には母子・父子自立支援員、家庭相談員を配置し、健康支援課には子育て世代包括支援センター(はびねす)に母子保健コーディネーターを配置し、関係機関と連携して、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行います。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(2)子育てに関する相談・情報提供体制の充実

② 相談体制 の充実	事業名	子育て支援センターや子育てサークルでの相談				
	事業内容	子育て支援センターで相談を受け、保育士と保健師等の連携により相談に対する支援に努めます。子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供を行います。	・子育て支援センターでは、引き続き感染症対策として、受け入れ人数を制限するとともに、午前・午後と施設消毒の時間を設け、安心して利用できるよう努めています。また、令和5年度から、毎月1回第3土曜日の午前開所を再開しました。 ・すくすく広場についても、感染症対策として、人数制限を設けて実施し、計14回、延べ96名が参加しました。 ・すくすく広場を通じ、計測や育児・栄養・歯科相談を実施し、個々の子育てに関する悩みに対し専門職が不安軽減に努めました。	ほぼ順調	・子育て支援センターでは、室内消毒の都合上、午前・午後と利用時間に制限を設けていますが、保護者からの要望に柔軟に対応できるよう今後検討が必要です。 ・引き続き安心して相談できる体制づくりが必要です。	・感染症対策による制限を令和6年度から大幅に解除しました。そのため、今より幅広い年齢層の子どもたちの交流が今後予想されるため、トラブルなく保護者と子に安全・快適に子育て支援センターを利用していただけるよう、関係機関と引き続き連携を図ります。
	事業名	こども園・保育園等での園庭開放				
	事業内容	こども園は月2回、幼稚園は月1回園庭を遊び場として開放します。	・幼児・児童の安全面の確保に配慮し、1日2組までの、事前予約制の枠の中で、園開放を実施しています。	順調	・園開放についての取り組みは順調であり、大きな課題はありません。	・引き続き安心・安全な園開放に努めると共に、園見学と園開放の利用方法について再度周知を図ります。

2-(2)-③ 育児相談・健康支援

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 育児相談・ 健康支援	事業名	妊婦健康相談				
	事業内容	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施します。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。	・妊娠届出時面接、妊娠8か月時に電話、希望者には相談や訪問を行いました。(実人数193名延べ525名)。継続した丁寧な相談対応を行うことで、産後の相談につながっています。 ・ハイリスク妊婦は106名(54.9%)、特定妊婦は7名(3.6%)おり、定期的にケース対応会議を行い、支援方針を決定しています。特定妊婦の方は家庭児童相談係と連携し、適切な支援に努めました。	ほぼ順調	・ハイリスク妊婦(多胎妊娠・精神疾患等既往歴・不妊治療歴・ステップファミリー・外国人・被虐待歴など)の支援には各関係機関との連携が必要です。	・ハイリスク妊婦は、医療機関等と連携を強化し支援します。また、産後ケア事業や家事援助等の情報提供を妊娠初期から提案します。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

③
育児相談・
健康支援

事業名	パパママサロン				
事業内容	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施します。	・144名の妊婦に個別通知を行い、51名(35.4%)が参加しました。昨年度と比較すると15.4%増加しています。参加者のうち40名がパートナーと一緒に参加しました(パートナーの参加率78.4%)。個別に実施することで、参加者の希望を反映した内容で行うことができました。	ほぼ順調	・外国人妊婦が増加しており、中には日本語が全く話せない方もいるため、正しい知識や情報が伝わりにくい状況です。妊婦やパートナーが希望しても通訳なしでは実施が難しい場合があります。	・新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため、令和6年度から集団指導を再開します。対象者の状況に応じて個別指導による対応も検討します。 ・外国人や未婚などの妊婦に対しては、運営時に配慮しながら、参加者の不安等が解消できるよう努めます。
事業名	産後ケア事業				
事業内容	家族等からの出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする産後のお母さんと生後4か月未満の赤ちゃんに対し、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行うため、近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。	・産後ケア事業の申請者46名のうち利用者は42名(昨年度決定9名含む)でした。 ・ショートステイは8名が計37日利用しました。 ・デイケアは22名のうち、1日利用が3名、時間利用が21名、計62日利用しました。 ・産後ケア訪問は30名が107日利用しました。	ほぼ順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありませんが、協力医療機関の確保が肝要となります。	・令和6年度から対象を「全ての妊産婦」に拡大し、自己負担金の助成制度を開始します。 ・協力者のいないハイリスク妊婦については、妊娠初期から利用案内を積極的に行います。
事業名	妊産婦・乳児訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業を含む)				
事業内容	妊産婦並びに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目指す市内への里帰りにも対応します。また、平成25年度から低体重児の訪問指導が県からの権限移譲により市の業務となり、低体重児出生届により助産師・保健師が訪問指導を実施します。	・乳児家庭全戸訪問(令和5年4月～令和6年2月生まれ)は141世帯(98.6%)に実施しました。産後うつ傾向がみられた産婦は17名(13.9%)、乳児への愛着が薄い産婦は10名(8.1%)おり、継続支援をしています。 ・妊婦訪問は訪問ではなく、はびねすでの個別面接を希望する妊婦が増えています。	ほぼ順調	・順調に事業が進められていますが、産後うつ傾向がみられた産婦が増加しています。	・妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業が継続して実施できるよう必要な助産師、保健師の確保に努めます。 ・産後ケア事業や家事援助等の情報提供を妊娠初期から提案します。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2: 親・家庭への支援

2- (2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

③
育児相談・
健康支援

事業名	すくすく広場				
事業内容	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月2～3回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用します。	・感染症対策として、子育て支援センターの利用人数制限と同様の人数制限をしていましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、人数制限を緩和しました。年間計14回、延べ96名が参加しました。参加実人数は57名でした。 ・情報交換、友だちづくり、相談の場として定着してきています。	ほぼ順調	・子育て支援センターと連携し、事業を進めていく必要があります。	・相談希望者に対応できるよう、必要に応じてはびねすの相談等の利用についても周知します。
事業名	ベビーサロン				
事業内容	生後2～8か月までの乳児を対象に母親同士の交流の場、育児相談の場として、毎月1回助産師によるベビーオイルマッサージ及び母乳相談、栄養士のフットプリントアドバイス等を行います。	・感染症対策として、人数制限(第1子優先、先着7組)を行い、年12回、延べ27組62名が参加しました。 ・情報交換、友だちづくり、相談の場として定着してきています。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・参加者の人数制限や優先条件をなくし、先着10組に戻して実施します。 ・新規の参加者が増えるよう広報活動に努めます。
事業名	産後のセルフケア&バランスボール教室				
事業内容	生後2～5か月までの乳児とその母親を対象に、バランスボール体操による有酸素運動と母親同士のコミュニケーションを通じて、心と身体の健康回復を図ります。	・感染症対策として、人数制限(第1子優先、先着7組)を行い、年12回、延べ51組102名が参加しました。 ・情報交換、友だちづくり、相談の場として定着してきています。	ほぼ順調	・概ね順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・参加者の人数制限をなくし、先着10組(第1子優先)に戻して実施します。 ・新規の参加者が増えるよう広報活動に努めます。
事業名	小児予防接種事業				
事業内容	予防接種法に基づき定期予防接種を実施します。出生届、転入届の提出時に予防票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をします。また、必要に応じて個別通知や広報誌、各母子保健事業実施の際、適切な情報提供と接種の促進に努めます。	・麻しん風しん混合接種(MR)Ⅰ期、Ⅱ期の接種率は91.5%で前年度と比較すると1.8%減少しています。 ・予防接種を受けた児童生徒の割合(二種混合、日本脳炎)は80.4%で、前年度と比較し9.9%減少しました。 ・子宮頸がんワクチンの積極的勧奨は継続中です。令和5年度から新たに9価ワクチンも定期接種の対象となりました。	ほぼ順調	・麻しん風しん混合接種(MR)の接種率は微増していますが、目標値95%に到達していません。 ・子宮けいがんワクチン接種について、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)の未接種者の接種勧奨に努めます。 ・子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種は、令和6年度で終了となりますが、引き続き周知啓発と接種勧奨に努めます。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2: 親・家庭への支援

2- (2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

③ 育児相談・ 健康支援	事業名	学校保健			
	事業内容	各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童生徒への対応、児童生徒の発達支援等を行います。学校保健安全法により学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱し、児童生徒の健康相談、健康診断、感染症予防に関する指導・助言や学校保健計画の立案に参加するなど学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の協力を得ています。学校保健全体計画により学校保健事業を実施します。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めます。保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めます。	・学校保健安全法に基づき、年間計画に沿って健康診断等を実施しています。 ・各学校(養護教諭)と教育委員会、健康支援課の連携を図るため、随時情報交換を行っています。 ・養護教諭、健康支援課と連携し、小中学生のための健康相談、思春期教育、予防接種、歯科健康教室、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行っています。 ・各学校で月1回保健だより等を発行しました。また、県等からの情報を学校に提供し、疾病予防等に努めました。 ・養護教諭、健康支援課と連携し、軽度肥満～高度肥満及びやせの児童生徒で、希望する場合に小中学生のための健康相談を実施しています。 ・小中学生のための健康相談は、小学校7校15名、中学校1校14名に実施しました。相談後肥満度が減少した児童・生徒は8名でした。 ・小学6年生を対象に小児生活習慣病予防の健康教室を8校220名に実施しました。また、中学校で糖尿病予防教育のための健康教育は2校169名に実施しました。	ほぼ順調	・学校及び学校医等との連携を密にし、随時対応します。 ・肥満等の児童生徒には、生活改善の必要性を理解してもらえよう努めます。また、食生活改善は、継続して実施していくことで効果が出てくるので、今後も継続した支援を行い、保護者や本人の意識の変化や行動につながるよう努めます。 ・相談に抵抗がある保護者には、子どもたちが自ら「相談しよう」と思えるように、健康相談しやすい環境づくりに努めます。 ・食生活改善を自身で取り組む知識をつけられるよう、小学校の保健体育の授業で小児生活習慣病について引き続き講話を実施します。 ・中学校では、糖尿病予防の健康教育を実施し、健康意識を高める指導を行います。
	事業名	歯科保健			
	事業内容	むし歯予防対策のため、1歳1～3か月児を対象としたいい歯モグモグクラスや、こども園・幼稚園等において園児及び保護者を対象とした歯科健康教室、小中学校において児童生徒を対象(保護者を含む)とした歯科健康教室を実施します。また、フッ化物による予防処置事業として、各幼児健診等においてフッ化物歯面塗布、各こども園・幼稚園等において4・5歳児の希望者を対象としたフッ化物洗口を実施します。	・3歳児健康診査のむし歯保有者率は10.6%、小学生のむし歯保有者率は41.6%、中学生のむし歯保有者率は26.7%でした。昨年度と比較すると3歳児は2.0%減少、小学生は1.8%増加、中学生は1.6%減少しました。むし歯保有率は年々減少傾向にありますが、千葉県平均と比較するとまだ高い状況です。 ・フッ化物洗口は市内各こども園、幼稚園、保育園の8施設、モデル事業(小学校1校)において、4・5歳児及び小学生の希望者を対象に、延べ564名が実施しました。 ・市内のこども園、幼稚園、保育園、小学校、中学校において、計119回、延べ2,879名に歯科健康教室を実施しました。	ほぼ順調	・小学校におけるフッ化物洗口の実施に向け、関係機関の理解を得る必要があります。 ・むし歯保有者率が県平均に近づけるよう、今後もむし歯予防の普及啓発に努めます。 ・子どもだけでなく、保護者のむし歯予防意識の向上もむし歯保有率の減少につながるため、啓発資料の配布等、むし歯予防の意識付けを行うように努めます。 ・小学校におけるフッ化物洗口を普及するため、各学校及び関係機関との連携を継続していきます。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(3)子育て家庭の経済的支援の推進

2-(3)-① 子ども医療費・高校生等医療費助成

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 子ども医療費・高校生等医療費助成	事業名	子ども医療費助成	・令和5年8月1日より、高校生等医療費助成事業を子ども医療費助成事業に統合し、対象年齢及び受給券の発行について、18歳になる年度末まで拡充しました。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き、市独自の助成基準により事業を進めます。
	事業内容	中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を対象に本市独自の制度で助成します。				
	事業名	高校生等医療費助成	・令和5年8月1日より、高校生等医療費助成事業を子ども医療費助成事業に統合し、対象年齢及び受給券の発行について、18歳になる年度末まで拡充しました。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き、市独自の助成基準により事業を進めます。
	事業内容	高校生等の医療費を登録制により申請のあった場合、償還払いとして本市独自の制度で助成します。				

2-(3)-② 保育料・給食費の減免

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 保育料・給食費の減免	事業名	保育料の減免制度(0～2歳児)	・国の基準に比べ、負担の少ない保育料額を市で設定しています。また、市独自に第3子以降保育料無償化を引き続き実施します。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き市独自の減免措置を行います。
	事業内容	少子化対策の観点から子どもを産み・育てやすい環境づくりのため、国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成します。また、第3子以降の子どもの保育料を免除します。				
	事業名	給食費の減免制度(3～5歳児)	・国の基準に比べ、負担の少ない給食費を市で設定しています。また、市独自に第3子以降給食費無償化を引き続き実施します。	順調	・世界情勢の変化により、給食の原材料費が高騰しています。	・引き続き市独自の減免措置を行います。 ・原材料費高騰による調理費の増加については、市が負担し、保護者の負担軽減に努めます。
	事業内容	本市独自で主食費の免除を行います。また、一定の所得以下の世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費の免除を行います。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2: 親・家庭への支援

2-(3) 子育て家庭の経済的支援の推進

2-(3)-③ 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

【主な事業・取り組み】

		現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	事業名	ひとり親世帯児童虐待防止対策	ほぼ順調	・未婚の妊婦には、産前より婦人相談員等と連携した、就業等自立していくための支援が必要です。	・連携した支援を行うことで、胎児認知やひとり親が利用できるサービスを周知し、虐待の未然防止に努めます。
	事業内容	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育てや各種制度についての相談に対応することで虐待防止に努めます。また、地域での相談には、民生委員・児童委員が対応します。			
	事業名	母子家庭自立支援給付金事業	ほぼ順調	・令和5年度から給付金支給者が1名増加しましたが、ひとり親家庭の更なる自立の促進を図るため、制度の周知が必要です。	・児童扶養手当等申請受付時及び広報等で制度の更なる周知を図り、ひとり親家庭の自立の促進を図るべく事業を進めます。
	事業内容	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の負担の軽減とひとり親家庭の自立の促進を図ります。			
	事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	一部遅延あり	・参加人数が減少しており、生活困窮世帯を中心に参加してもらえよう周知が必要です。	・参加者が増えるよう、引き続き周知に努めます。 ・関係機関と連携し、支援が必要な児童・生徒に制度をつなげられるように対応します。
	事業内容	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学や卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。			
	事業名	児童扶養手当	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進すべく事業を実施します。 ・令和6年度に制度改正が予定されています。
	事業内容	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。			

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(3)子育て家庭の経済的支援の推進

③ 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	事業名	ひとり親家庭等医療費等の助成				
	事業内容	ひとり親及びその児童に対し、医療費・調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給します。	・ひとり親家庭等の親及び児童に対して、医療費等の全部又は一部について助成を行っています。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き事業を実施し、ひとり親家庭等の医療費等について助成を行います。
	事業名	就学援助制度				
	事業内容	教育委員会が認める要保護・準要保護児童生徒等の保護者に対して、就学援助費を支給します。	・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒及び入学予定者の保護者に対して就学の援助を行っています。 支給対象児童(要保護4名 準要保護153名) 支給対象生徒(要保護2名 準要保護94名) 入学準備金支給者 10名	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き事業を進め、経済的な理由による就学困難者に対し、就学援助を行います。

2-(3)-④ 児童手当等助成

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
④ 児童手当等助成	事業名	児童手当				
	事業内容	制度に基づき、中学校修了前までの子どもをもつ家庭を対象にした児童手当を支給します。	・国の制度に基づき、中学校修了前までの児童を養育している保護者等を対象に児童手当を支給しています。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。	・引き続き制度に基づき児童手当を支給します。 ・令和6年度に制度改正が予定されています。
	事業名	児童扶養手当(再掲)				
	事業内容	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。	2-(3)-③ を参照	2-(3)-③ を参照	2-(3)-③ を参照	2-(3)-③ を参照

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標2:親・家庭への支援

2-(3)子育て家庭の経済的支援の推進

④ 児童手当 等助成	事業名	未熟児養育医療給付事業			
	事業内容	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出産し、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度で、平成25年4月から実施主体が県から市町村へ権限移譲となりました。	・養育医療が必要な小さく生まれたお子さんが諸機能を得るまでに必要な入院医療費について助成しています。 ・実人数3名に対し、延べ4回の給付を行いました。	順調	・順調に事業が進められ、大きな課題はありません。 ・引き続き制度に基づき、養育医療費について助成します。また、制度の周知を行い、医療機関との連携を図ります。
	事業名	特定不妊治療費助成事業			
	事業内容	高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	・現在助成の対象となっている治療は、令和4年度から保険適用となりました。 ・令和5年度は経過措置として引き続き助成を行っていましたが、申請は0件でした。		・令和6年度から廃止となります。
	事業名	障がい児の養育に関する経済的支援の推進			
	事業内容	国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給事務を実施します。	・特別児童扶養手当・障害児福祉手当を支給することにより生活の安定及び福祉の増進を図っています。	順調	・手帳交付時に特別児童扶養手当・障害児福祉手当の周知を行い、国の制度に基づき手当の支給を行います。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標3:地域・社会全体での支援

3-(1)安心して子育てできるまちづくりの推進

3-(1)-① 安全で快適な住環境整備の推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
① 安全で快適な住環境整備の推進	事業名	公園の適正な管理	・都市公園については、平成30年度に策定した公園長寿命化計画に基づき、適正な公園施設の維持管理に努めました。また、条例公園についても遊具点検などを通じて、1箇所遊具の修繕工事を行いました。	順調	・順調に事業が進められ大きな課題はありません。	・引き続き、都市公園、条例公園について、遊具点検などを実施し、公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進します。
	事業内容	都市公園7か所、条例公園131か所について、維持管理を行います。また、県立都市公園が1か所設置されています。				
	事業名	道路網の整備・維持管理	・交通安全の要望については、区長や自治会長からの要望や、関係機関による通学路の現地診断結果に応じて順次対応しています。	順調	・順調に事業が進められ大きな課題はありません。	・引き続き、要望や現地診断結果に応じた交通安全の推進を図ります。
	事業内容	交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置します。信号機・交通規制については、公安委員会へ要望を伝えます。				
	事業名	公営住宅の管理・整備	・条例改正を行い、令和2年4月1日から市営住宅の一部を子育て世帯支援のための住宅として指定し、子育て世帯を期限付で入居許可できるようにしました。 ・市営住宅の計画的・効率的な維持管理に資するため、令和2年度末に山武市営住宅長寿命化計画を策定するとともに山武市公共施設個別施設計画において市営上町住宅を除く3団地の方向性として維持・集約化を明確にしました。	ほぼ順調	・長寿命化計画に基づく事業や市営上町住宅を除く3団地の施設の維持・集約化の実施方法について検討が必要です。 ・また、現在入居中の住民に対してのケアについても検討が必要です。	・引き続き、長寿命化計画の事業化や市営上町住宅を除く3団地の集約化等の実施に向けて、建替え・大規模改修のための調査・設計や国庫補助等の財源確保に係る関係機関協議を進めます。
	事業内容	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供します。また、市営住宅の運営管理と施設維持管理を効率的に行い、住宅を確保します。				

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標3:地域・社会全体での支援

3-(1)安心して子育てできるまちづくりの推進

3-(1)-② 地域安全活動の推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
② 地域安全 活動の推 進	事業名	交通安全活動・教育				
	事業内容	警察署・交通安全協会と協力して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。また、幼児の交通事故防止のため交通安全について、こども園・幼稚園・学校での交通安全教室の実施などにより交通ルールやマナーについての啓発を行います。	・交通安全協会による街頭監視活動や各季節の交通安全運動週間において、交通安全の啓発広報を実施しています。 ・山武警察署及び山武市交通安全協会の指導により市内小学校、中学校、こども園等で交通安全教室を実施しています。 ・交通安全広報チラシや自転車マナー啓発のチラシを回覧、配布しています。	ほぼ順調	・新しい指導員の確保に苦慮しており、指導員の高齢化が深刻化しています。	・引き続き、街頭監視や啓発活動を通して、交通安全に対する意識向上をめざします。 ・警察と山武市交通安全協会と協力し、交通安全教室を実施し、若年層の交通安全に対する意識向上をめざします。
	事業名	防犯対策				
	事業内容	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災行政無線・広報紙による啓発活動を行います。青少年育成市民会議員による夜間パトロールを実施します。また、子どもたちを犯罪から守るため、携帯電話やパソコンに防犯情報メールを配信します。	・青色回転灯搭載車による防犯パトロールを防犯協会、防犯パトロール隊及び青少年育成市民会議員が実施しています。 ・毎月広報紙にて季節に合わせた防犯対策を周知しています。 ・防犯情報をいち早く知らせるため警察や教育委員会から直接山武市安心安全メールを配信するとともに、防災行政無線でも広報を実施しています。 ・不審者等の情報を教育委員会から連絡網アプリにて小中学校の保護者へ配信しています。 ・こども園・幼稚園・保育園において、千葉県警による防犯教室を実施しました。	ほぼ順調	・防犯パトロール隊隊員、防犯協会指導員の高齢化が深刻化しています。	・防犯協会、防犯パトロール隊及び各種団体の協力を得て、防犯パトロール、防犯キャンペーン及び啓発等の防犯活動を実施します。 ・引き続き夏季に青少年育成市民会議員による見守りパトロールを行う予定です。 ・引き続き不審者等の情報の配信を行います。
	事業名	有害環境対策				
	事業内容	青少年の健全育成・非行防止のため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を実施します。	・コンビニエンスストア等の成人向け図書コーナーは、監視や立寄りを行っています。また、大手コンビニエンスストア等で自主的対応を講じています。 ・青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、県では、青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)を実施しており、その情報を活用しています。	ほぼ順調	・インターネットの普及により、有害環境も多様化しており、各家庭におけるインターネット等のルールづくりや、フィルタリングについて周知が必要です。	・引き続き県が行う青少年ネット被害防止対策事業の情報を活用し、子ども教育課と連携しながら、各学校へ情報提供や、学校を通じて保護者への啓発活動を行います。

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標3:地域・社会全体での支援

3-(1)安心して子育てできるまちづくりの推進

② 地域安全活動の推進	事業名	登下校時の安全活動	・学校支援ボランティアの協力による登下校時の安全指導と学校防犯指導員による巡回パトロールを実施しています。 ・県土木事務所や山武警察署と連携し通学路合同点検を毎年1回、実施しています。 ・市内で起きた不審者情報については、連絡網アプリを活用し、保護者に情報提供しています。 ・地域との連携として、こども110番の再編成を行いました。	ほぼ順調	・地域との連携や各機関・課と協力した通学路安全点検、保護者・地域への情報提供について、今後も組織的な取り組みを強化していく必要があります。	・学校の実状にあった子ども見守り隊や地域ボランティアによる取り組みを計画・実施します。 ・保護者・地域への情報発信として、防災行政無線で小学生下校時の見守り協力依頼や連絡網アプリを効果的に活用します。
	事業内容	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアや住民へ、中学生による防災行政無線での小学生下校時の見守り協力依頼を実施します。				
	事業名	こども園・幼稚園・学校等の安全活動	・全ての園・学校で安全指導計画を作成し、毎月1回の安全点検や定期的な避難訓練を実施しています。 ・災害発生時等を想定し、園児・児童の引渡し訓練を毎年実施しています。 ・災害発生時に備え、各園・学校に緊急通報装置を設置しています。	ほぼ順調	・文部科学省や県から変更された危機管理マニュアルを参考にして、随時安全指導計画の見直しと安全点検を最新版に修正することが必要です。	・各園・学校で火災や地震・台風等の災害や不審者対応の避難訓練等を展開し、防災・防犯能力を更に向上させ、維持します。 ・非常時に素早く対応ができるよう、各園・学校の危機管理マニュアルを見直し・改善を図ります。 ・安全マニュアルに基づいて、各園・学校の施設設備の安全点検を毎月1回実施します。
	事業内容	園・学校安全マニュアルに基づいて毎月1回の安全点検と、防犯上の問題等を確認します。門扉の施錠、来園・来校者の対応、教室・職員室等への防犯ベルの設置等安全対策を実施します。	・通園バス(10台)に置き去り防止対策として、令和5年6月下旬に安全装置を設置しました。			

3-(1)-③ 児童健全育成活動の推進

【主な事業・取り組み】

		現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
③ 児童健全育成活動の推進	事業名	児童の健全育成	ほぼ順調	・行政関係機関、PTA及び学校防犯指導員との連携を図り、今後より一層地域や児童生徒の安心・安全を高めていく必要があります。	・各小中学校でPTAや地域と連携した、こども見守り活動等を実施していきます。また、防災行政無線を活用して、午後2時30分の放送で、市民に下校時の安全について見守り協力をお願いしていきます。 ・連絡網アプリを活用して、不審者情報等の情報発信を素早く行います。 ・「生徒指導計画」をもとに、各学校と連携して学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。
	事業内容	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り事業を進めます。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。			
	事業名	青少年健全育成事業	一部遅延あり	・青少年相談員による事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業休止期間があったことから、その間の役員の交代等により、事業内容に精通した役員が不足しています。事業再開を含めて、事業全体の見直しが必要です。	・令和6年度から第21期青少年相談員の最終年が始まり、引き続き事業の見直しを進めながら、継続事業や山武地区(郡開催等)の活動を支援します。 ・青少年育成市民会議において、引き続き郷土愛を育む情操教育の一環として、ビーチクリーン事業を実施する予定です。
	事業内容	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動を行います。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組みます。			

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標3:地域・社会全体での支援

3-(1)安心して子育てできるまちづくりの推進

3-(1)-④ 多様な体験活動機会の拡充

【主な事業・取り組み】

		現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
④ 多様な体験活動機会の拡充	事業名	世代間交流の推進	ほぼ順調	・地域社会との連携や職場見学や体験学習の充実を全園で図る必要があります。	・更なる交流事業の充実に向け、地域に開かれた園・学校づくりに努めます。
	事業内容	こども園・幼稚園の行事に高齢者を招待するなどの交流事業や地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」等を実施します。			
	事業名	読書活動の推進、子ども会活動、ジュニアリーダー活動	ほぼ順調	・施設の老朽化に伴う工事が増加しています。今後も一部工事による臨時休館を予定しており、事業の開催や図書の貸出が制限される可能性があるため、開催方法や貸出方法等検討する必要があります。 ・近年の多様化した生活様式や少子化により、地区単位の子ども会に所属する家庭が減少しており、活動を休止する地区子ども会が増加しています。地区子ども会が無い地区の子どもたちも活動機会を得られることが必要です。	・図書館利用者の安全を確保したうえで、可能な範囲での事業の開催、図書の貸出を行い、良好な読書環境の形成に努めます。 ・子ども会、ジュニアリーダースクラブの会員自身が団体の目的や活動を再認識し、前例にとられない事業展開に向け支援を行います。 ・市、郡市、県と連携した魅力ある事業の実施に努めます。
	事業内容	山武市子どもの読書活動推進計画を策定し、図書館や家庭での読み聞かせの機会醸成や、おすすめの本を提示することで良好な読書環境を形成します。子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行います。			
	事業名	職業体験学習等	順調	・各学校の状況に応じて職業体験等のキャリア教育が行われているため課題はありません。	・引き続き市の地域的特性に応じた事業所等を活用し、職場見学・体験学習、講話等のキャリア教育を実施することで児童生徒の山武市への郷土愛・愛郷心を高めます。 ・受入事業所に御礼の手紙を通じて、感謝したり、働くことについて考えたりするなど事後指導の充実を図ります。
	事業内容	小学校6年生の「職場見学」、中学校2年生の「職場体験学習」を実施します。			
	事業名	青少年国際相互交流事業	順調	・海外派遣事業への応募者数が想定を上回る結果となり、研修生の増員が今後の課題となっています。	・今後も派遣先であるニュージーランド・パクラング中学校と事業継続を行います。令和6年度は受け入れ事業を再開する予定です。
	事業内容	市内の中・高生を主に海外へ派遣する、また他国からの学生を招き交流することで、異文化理解力及びコミュニケーション能力の育成を図り、グローバル化をはじめとする多様性社会に対応する青少年の育成に努めています。			

子ども・子育て支援事業計画【主な事業・取り組み】 令和5年度末までの成果状況・進捗状況

基本目標3:地域・社会全体での支援

3-(2)仕事と家庭生活の両立支援

3-(2)-① 男女共同参画の推進

【主な事業・取り組み】

			現状	進捗状況	課題	今後の取り組み
①男女共同参画の推進	事業名	男女共同参画の推進	・平成31年3月に策定した第3次山武市男女共同参画計画に基づき、山武市男女共同参画推進懇談会と山武市男女共同参画庁内推進本部を中心に男女共同参画の推進を図りました。 ・令和5年度は4年ぶりに男女共同参画に関する講演会を実施することができました。 ・第4次男女共同参画計画策定に向けて、男女共同参画推進懇談会、庁内推進本部を開催しました。	ほぼ順調	・新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため、研修や市民参加イベント等を拡大し、更なる啓発を行う必要があります。	・令和5年度に策定した、第4次男女共同参画計画に基づき、各施策の進捗状況を確認します。 ・男女共同参画に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性活躍の推進、SDGsの目標の一つであるジェンダー平等の実現に向けた課題への対応のため、計画的な推進を図ります。
	事業内容	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。				